

令和 6 年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第 2 回専門部会  
議事録

令和 6 年 8 月 1 日  
14 : 30 ~ 16 : 00  
千葉労働局 1 階会議室

令和6年度  
千葉地方最低賃金審議会 第2回専門部会 議事録

1 日時 令和6年8月1日(木) 14:30~16:00

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 議事内容

(部会長)

ただ今から、第2回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部会は議事録を作成し公開することとなりますので、ご承知おきください。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

( 部会長 )

それでは、審議に入ります。

本日は、資料の配付がありますので、事務局から説明をお願いします。

( 賃金室長 )

本日、ご用意させていただきました資料について、ご説明いたします。

当局職業安定部が令和 6 年 7 月 30 日に発表した「最近の雇用失業情勢」になります。

千葉県における令和 6 年 6 月の有効求人倍率は、季節調整値の受理地別で 0.98 倍で前月から 0.01 ポイント上昇し、同じく季節調整値の就業地別では 1.21 倍と、こちらも前月から 0.01 ポイント上昇しております。

また、新規求人倍率は、季節調整値の受理地別で 1.91 倍で前月から 0.17 ポイント上昇している状況にあり、雇用情勢の概況は「県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられ」、「物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」とされております。

続いて、先日の専門部会の審議の中で、答申に盛り込む「付帯事項」について、各委員からの意見と取りまとめ案を作成しました。

各委員の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、後ほど内容をご確認いただき、ご意見・ご指摘などにつきましては、メール等でご連絡をいただくと幸いです。

また、年収の壁・支援強化パッケージに関する資料も入れております。

事務局からは以上です。

( 部会長 )

それでは、別室で協議するに当たり、まず、この場で発言することがありましたらお願いします。

《ありません。旨の声》

( 部会長 )

では、別室にて協議をお願いいたします。

事務局は、別室に案内してください。

《労使それぞれ別室に協議》

## 《再開》

(部会長)

それでは再開させていただきます。

各側は本日は別室にて協議いただきましたけれども、それぞれの主張につきまして説明させていただきます。

まず、労働者側の主張は、「中央審議会の目安額を尊重する。」「千葉県の状況、実情等を考慮する。」「地域間格差是正を目指す。」

という基本的な考え方を踏まえた上で、連合のリビングウェイズを到達目標とし2年間で達成するというので今年57円。

プラス近隣県、具体的には埼玉県との格差是正のため2円。

プラス総合支出等と考慮すると1円を加え60円。

というのが提示額であります。

この60円については、最賃3要素のうちの生計費が最も尊重されるべきであるという考え方を踏まえたものと認識しています。

一方、使用者側につきましては、中央最賃の目安額50円、5%という数字は総合的な判断とはいえ根拠が分かりづらい、まず企業の支払い能力を重視しなければならない。

そういうことでいけば、改定調査第4表の改定率によりプラス27円、1,053円という提示をいただきました。

最初から物価高だけを見ると議論の大筋を見誤るのではないかという考え方も示されていました。

ここまでの私からの説明で補足することありましたら、ご発言をお願いします。

## 《ありません。旨の声》

(部会長)

金額の隔たりが大きいので本日の審議はこれで終了とさせていただきます

次回、第3回専門部会は明日8月2日午後2時から本日と同じ千葉労働局1階会議室で開催いたします。

労使各側とも意見調整を是非していただき、結審に向けてご審議をよろしくお願いいたします。